

情報通信技術特別約款

第1条（用語の定義）

この特別約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
被保険者	次の者をいいます。 ア．記名被保険者 イ．記名被保険者の役員または使用人。ただし、記名被保険者の業務に関する場合に限ります。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
ＩＴユーザー行為	記名被保険者の業務における次の行為をいいます。 ア．コンピュータシステム（他人に使用させる目的のものを除きます。）の所有、使用または管理 イ．アのコンピュータシステムにおけるプログラムまたはデータ（他人のために製造・販売したものを除きます。）の提供（記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムで直接処理を行った記録媒体によって提供された場合を含みます。） ウ．記名被保険者の広告もしくは宣伝またはその商品・サービスの販売もしくは利用促進を目的として、他人に提供するコンピュータシステムの所有、使用または管理。ただし、そのコンピュータシステムの全部または一部に対して、記名被保険者が対価または報酬を得る場合を除きます。
ＩＴ業務	記名被保険者の日本国内における次の業務のうち、保険証券に記載されたものをいいます。ただし、「ＩＴユーザー行為」の定義中のアおよびイを除きます。 ア．システム設計・ソフトウェア開発業務 イ．情報処理・提供サービス業務 ウ．ポータルサイト・サーバ運営業務 エ．アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務。ただし、アを除きます。 オ．インターネット利用サポート業務 カ．システム保守・運用業務。ただし、アを除きます。 キ．電気通信事業法が規定する電気通信業務 ク．その他アからキまでに準ずる業務

コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁氣的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。
情報の漏えい	電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される次のいずれかの情報の漏えいをいいます。 ア．個人情報 イ．法人情報 ウ．アまたはイ以外の公表されていない情報（記名被保険者に関する情報を除きます。以下同様とします。）
個人情報	記名被保険者以外の個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。 ア．その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。）により特定の個人を識別することができるもの。なお、次のものを含みます。 （ア）氏名のみ （イ）他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報 イ．個人識別符号が含まれるもの
個人識別符号	次のものをいいます。 ア．マイナンバー イ．運転免許証番号 ウ．旅券番号 エ．基礎年金番号 オ．保険証番号 カ．アからオまでに規定するもののほか、個人情報の保護に関する法律に規定する個人識別符号
法人情報	記名被保険者以外の実在する法人に関する情報で、その法人が公表していない内部情報をいいます。
漏えい	次の事象をいいます。ただし、保険契約者または記名被保険者もしくはその役員が意図的に情報を第三者に知らせる行為を除きます。 ア．個人情報が被害者以外の第三者に知られたこと（知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。以下同様とします。）。

	イ、法人情報が被害法人以外の第三者に知られたこと。 ウ、個人情報または法人情報以外の公表されていない情報が、第三者（その情報によって識別される者がいる場合は、その者を除きます。）に知られたこと。
第三者	次のアからエまでのいずれにも該当しない者をいいます。 ア、保険契約者 イ、被保険者 ウ、アまたはイの者によって個人情報の使用または管理を認められた事業者 エ、アまたはウの者の使用人
被害者	漏えいした個人情報によって識別される個人をいいます。
被害法人	漏えいした法人情報によって識別される法人をいいます。
著作権	著作権法またはこれに類する外国の法令によって定められる権利をいいます。
意匠権	意匠法またはこれに類する外国の法令によって定められる権利をいいます。
商標権	商標法またはこれに類する外国の法令によって定められる権利をいいます。
人格権	次のいずれかに該当するものをいいます。 ア、自由、プライバシー、名誉または信用 イ、氏名権（自己の氏名を他人に冒用されない、または正確に呼称される権利もしくは利益をいいます。） ウ、肖像権（自己の肖像を無断で他人に撮影され、使用され、または公表されない権利または利益をいいます。） エ、パブリシティ権（経済的利益または価値を有する自己の氏名、名称または肖像を無断で他人に使用されない権利または利益をいいます。）
請求	被保険者に対する損害賠償請求をいいます。
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。）をいい、次の行為を含みます。 ア、コンピュータシステムへの不正アクセス イ、コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為

	ウ、マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。） エ、コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
回収等の措置	被保険者の占有を離れた財物または被保険者の業務の結果についての回収、点検、修理、交換その他の措置をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

（1）当会社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、次の事由について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

① I Tユーザー行為またはI T業務の遂行に起因して発生した次のいずれかの事由（②および③を除きます。）

ア、他人の事業の休止または阻害

イ、磁氣的または光学的に記録された他人のデータまたはプログラムの滅失または破損（有体物の損壊を伴わずに発生したものに限りします。）

ウ、アまたはイ以外の不測の事由による他人の損失の発生

② 情報の漏えいまたはそのおそれ

③ 記名被保険者がコンピュータシステムにおいて提供するデータ、データベース、ソフトウェアまたはプログラムによる、文書、音声、図画等の表示または配信（記名被保険者が対価または報酬を受領して他人に提供するものを除きます。）によって生じた他人の著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の侵害。ただし、②を除きます。

（2）当会社は、（1）の事由に起因する請求が保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）中になされた場合に限り、保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

（1）当会社は、普通保険約款第7条（保険金を支払わない場合）および第8条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、②および③ならびに普通保険約款第7条①および第8条③の規定の適用に関する判断は、被保険者ごとに個別に行われるものとします。

① 保険期間の開始時より前に発生した事由により請求を受けるおそれがあることを保険契約者または被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由

- ② 被保険者による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為。ただし、過失犯を除きます。
- ③ 被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）
- ④ 他人の身体の障害
- ⑤ 他人の財物の損壊、紛失、盗取または詐欺。ただし、被保険者が使用または管理する紙または磁気ディスク等の紛失、盗取または詐欺に起因して発生した情報の漏えいまたはそのおそれによる損害に対しては、この規定を適用しません。
- ⑥ 人工衛星またはこれに搭載された無線設備等の機器の損壊または機能障害
- ⑦ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）またはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはその作用
- ⑧ 被保険者の業務の結果を利用して製造された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合
- ⑨ 所定の期日までに被保険者の業務が完了しないこと。ただし、次の原因によるものを除きます。

ア. 火災、破裂または爆発

イ. 急激かつ不測の事故による、記名被保険者が使用または管理するコンピュータシステムの損壊または機能停止

- ⑩ 被保険者の支払不能または破産
- ⑪ 特許権、営業秘密等の知的財産権の侵害。ただし、次の事由に起因する損害に対しては、適用しません。

ア. 前条（１）③に規定する事由

イ. 記名被保険者の業務に従事する者以外の者によって行われたサイバー攻撃により生じた情報の漏えいまたはそのおそれに起因する知的財産権の侵害

- ⑫ 記名被保険者の役員に対してなされた株主代表訴訟による損害賠償請求
- ⑬ 記名被保険者の直接の管理下でない電気、ガス、水道、熱供給、遠距離通信、電話、インターネット、電報等のインフラストラクチャーの供給停止または障害

（２）当会社は、前条（１）①のうちＩＴユーザー行為に起因する損害について、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 通常必要とされるシステムテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムのかし
 - ② 被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版
- （３）当会社は、前条（１）①のうちＩＴ業務の遂行に起因する損害について、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害または次の損害に対しては、

保険金を支払いません。

① 販売分析、販売予測または財務分析の過誤

② 第1条（用語の定義）の「IT業務」アの業務について、その業務の結果の引渡し（試用後の本引渡しを取り決めている場合は、その本引渡しをいいます。以下同様とします。）前に、または引渡し後1か月を経過する時まで、請求がなされた場合または請求がなされるおそれがあることを被保険者が認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その損害

③ 賭博（偶然的勝敗により財物や財産上の利益の得喪を争う行為をいい、競馬、競輪、競艇、オートレース、パチンコおよびスロットを含みます。）に関する業務の阻害または停止

（4）当会社は、前条（1）②の事由に起因する損害については、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版

② 被保険者が他人に情報を提供または情報の取扱いを委託したことが情報の漏えいにあたるとしてなされた請求

（5）当会社は、前条（1）③の事由に起因する損害については、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

① 被保険者が他人の営業上の権利または利益を侵害することを知らながら（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）、被保険者によってまたは被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた行為

② 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律もしくは不当景品類及び不当表示防止法またはこれらに類する外国の法令に対する違反

③ 記名被保険者による採用、雇用または解雇

④ 記名被保険者の業務の結果の効能、効果、性能または機能等について、明示された内容との齟齬またはそれらの不足

⑤ 被保険者が放送業または新聞、出版、広告制作等の映像・音声・文字情報制作業を営む者として行う広告宣伝、放送または出版

（6）当会社は、前条（1）③の事由に起因する損害について、被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、著作権、意匠権、商標権、人格権またはドメイン名の権利者に対して本来支払うべき使用料に対しては、保険金を支払いません。

（7）当会社は、被保険者の業務の追完もしくは再履行または回収等の措置のために要する費用（追完または再履行のために提供する財物または役務の価格を含みます。）に対しては、被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。

(8) 当会社は、被保険者が業務の結果を保証することにより加重された賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

(9) 当会社は、記名被保険者が資金決済に関する法律（以下「資金決済法」といいます。）に規定する前払式支払手段を発行する者または資金移動業を営む者である場合は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由に起因する損害（サイバーセキュリティ事故対応費用担保特約条項第2条（保険金を支払う場合）（1）に規定する損害を除きます。）に対しては、保険金を支払いません。

① 電磁的方法により記録される金額等に応ずる対価を得て発行された証票等または番号、記号その他の符号の不正な操作または移動

② 不正な為替取引または資金移動

(10) 当会社は、被保険者の資金決済法に規定する暗号資産交換業の遂行に関連して生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(11) 当会社は、被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、罰金、科料、過料、課徴金、制裁金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金その他これらに類するものに対しては、保険金を支払いません。

(12) 当会社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、被保険者相互間における損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（損害の範囲）

普通保険約款第2条（損害の範囲）の損害のうち、当会社が保険金を支払うのは、①、②および⑤に該当するものに限ります。

第5条（責任の限度）

当会社が保険期間を通じて支払う保険金の額は、普通保険約款第4条（責任の限度）（2）および（3）の規定にかかわらず、第2条（保険金を支払う場合）（1）の規定に基づいて支払う普通保険約款第2条（損害の範囲）①、②および⑤の法律上の損害賠償金および費用ならびにこの保険契約に付帯される特約条項に基づいて支払う保険金の額を合算して、保険証券総支払限度額（保険証券の「賠償責任」欄の「支払限度額（保険期間中）」欄記載の額と同額とします。）を限度とします。なお、普通保険約款第2条②および⑤の費用については、免責金額は適用しません。

第6条（回収等の措置の実施義務）

(1) 被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）（1）の事由に起因する請求を受けるおそれを知った場合は、損害の拡大または発生を防止するため、遅滞なく回収等の措置を講じなければなりません。

(2) 被保険者が正当な理由なく（1）に規定する義務に違反した場合は、当会社は、そ

れによって当会社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

- (3) 当会社は、(1) の回収等の措置を講じるために要した費用に対しては、被保険者が支出したかまたは法律上の損害賠償金として負担したかどうかにかかわらず、保険金を支払いません。

第7条（請求原因の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、第2条（保険金を支払う場合）(1) の事由に起因する請求がなされるおそれのある原因または事由（ただし、請求がなされるおそれのあることが合理的に予想されるものに限ります。）の発生を保険期間中に知った場合は、遅滞なく、その具体的状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が(1) の通知を行った場合は、その原因または事由により保険期間終了後に被保険者に対してなされた請求は、次条の規定が適用される場合を除き、保険期間の末日になされたものとみなします。
- (3) (2) の規定は、この保険契約が保険期間の末日までに失効または解除された場合には適用しません。
- (4) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1) の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（1請求の定義）

同一の原因または事由に起因する一連の請求は、請求の時もしくは場所または請求者の数にかかわらず、「1請求」とみなし、被保険者に対して最初の請求がなされた時にすべての請求がなされたものとみなします。

第9条（読替規定）

- (1) この特別約款においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第4条（責任の限度）(1)	1回の事故について	1請求について
第5条（保険責任の始期および終期） (3)、第10条（通知義務）(4) および(7)ならびに第18条（重大事由による解除）(3)	発生した事故	なされた請求
第6条（告知義務）(1)、(2)および(3)③、第10条(1)および(2) ならびに第14条（保険料の精算） (2)	被保険者	記名被保険者

第6条（3）③	事故による損害の発生 前	請求がなされる前
第6条（4）、第10条（4）および （7）ならびに第18条（3）	事故による損害の発生 後	請求がなされた後

（2）この特別約款においては、保険料に関する規定の変更特約条項を下表のとおり読み替えます。

保険料に関する規定の変更特約条項 の規定	読替前	読替後
第2節第1条（保険料の払込方法等） （2）	初回保険料払込前の事 故	初回保険料払込前にな された請求
第2節第1条（2）、第2節第5条（第 2回目以降の保険料不払の場合の免 責等）（1）および第4節第1条（保 険料の返還、追加または変更）（4）	生じた事故	なされた請求
第2節第1条（3）②および（4） ①ならびに第4節第4条（保険料を 変更する必要がある場合の事故発生 時等の取扱い）（1）①、②および（2）	事故の発生の日	請求がなされた日
第2節第1条（4）ならびに第4節 第4条（1）および（2）	事故による損害	請求による損害
第3節第1条（保険料不払による保 険契約の解除）（2）および第4節第 4条（3）	発生した事故	なされた請求
第4節第4条（5）	事故が発生した	請求がなされた
第4節第4条（5）③	事故の発生の日時	請求がなされた日時

第10条（普通保険約款等との関係）

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される特約条項の規定を適用します。